

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	訪問指導業務に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、訪問指導業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	訪問指導業務に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法に基づき、訪問指導事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日 法律第27号)以下、「番号法」という。)第9条第1項別表の100項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの、番号法第9条第1項別表の111項により、健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>また、番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する条例において、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法に基づく訪問指導業務であって規則で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>【訪問指導業務】 健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法に従い、訪問指導業務で以下の事務を行う。</p> <p>①訪問対象者 (1) 生活習慣病などの疾病の予防、重症化又は合併症防止のための支援が必要な者及びその家族 (2) 要介護状態等になることの予防、軽減又は悪化防止のための支援が必要な者及びその家族 (3) その他、担当者の所属長が必要と認めた者</p> <p>②訪問指導の内容 (1) 生活習慣病などの疾病の予防、重症化又は合併症防止に関する指導 (2) 介護を要する状態になることの予防に関する指導 (3) 家族への助言及び指導 (4) 関係諸制度の活用方法等に関する指導 (5) その他、健康増進や介護予防、在宅療養等に必要と認められる指導</p> <p>③訪問指導記録等の整備 訪問指導の結果は、訪問指導記録票等に記録する。また、訪問指導記録は所属長に回付、報告し、必要な助言及び指導を受け、その後の訪問指導に資する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障がい福祉システム ・中間サーバー・プラットフォーム ・システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名) ・住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
訪問指導ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表の100、111の項 ・番号法第9条第1項別表の100の項に対応する主務省令 第50条 ・番号法第9条第1項別表の111の項に対応する主務省令 第54条 ・番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(131、132の項)</p> <p>札幌市個人番号利用条例 第4条</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>保健福祉局 保健医療部 保険企画課 保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>国保健康推進担当課長 認知症支援・介護予防担当課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>-</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p style="background-color: #cccccc;"> </p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務処理上、直接個人番号を登録・編集・書面で取り扱うことはないが、札幌市特定個人情報取扱要領に基づき定められている各種研修を受講し、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	担当業務において必要な職員のみ閲覧等が可能となるよう、ログインIDに付与されたパスワードにより、アクセス制限を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保健康推進担当課長 吉川 公久	国保健康推進担当課長	事後	様式変更による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ
平成31年3月7日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	認知症支援・介護予防担当課長 関 靖子	認知症支援・介護予防担当課長	事後	様式変更による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ
平成31年3月7日	【基礎】IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26)	事後	番号法改正に伴う変更。
令和2年11月24日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	評価対象の事務の対象人数は何らか 1000人以上1万人未満 いつの時点の計数か 平成27年3月31日時点	評価対象の事務の対象人数は何らか 1000人以上1万人未満 いつの時点の計数か 令和2年5月21日時点	事後	しきい値について見直しを実施した日付の変更
令和2年11月24日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か 500人未満 いつの時点の計数か 平成27年6月1日時点	特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か 500人未満 いつの時点の計数か 令和2年5月21日時点	事後	しきい値について見直しを実施した日付の変更
令和4年9月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)番号法別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)番号法別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に	事後	番号法改正に伴う修正であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重
令和7年7月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	札幌市では、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法に基づき、訪問指導業務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日 法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の68項により個人番号を利用できるのは、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの、別表第一の76項により、健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 また、番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する条例において、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法に基づく訪問指導業務であって規則で定めるものとなっている。 ついで、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 【訪問指導業務】 略	札幌市では、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法に基づき、訪問指導業務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日 法律第27号)以下、「番号法」という。)第9条第1項別表の100項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの、番号法第9条第1項別表の111項により、健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 また、番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する条例において、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法に基づく訪問指導業務であって規則で定めるものとなっている。 ついで、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 【訪問指導業務】 略	事後	番号法の改正による変更
令和7年7月1日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68、76の項 ・別表第一の68の項に対応する主務省令 第50条第11号 ・別表第一の76の項に対応する主務省令 第54条 ・番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例 第4条	・番号法第9条第1項別表の100、111の項 ・番号法第9条第1項別表の100の項に対応する主務省令 第50条 ・番号法第9条第1項別表の111の項に対応する主務省令 第54条 ・番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例 第4条	事後	番号法の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(93,94の項) 札幌市個人番号利用条例 第4条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(131、132の項) 札幌市個人番号利用条例 第4条	事後	番号法の改正による変更
令和7年7月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	評価対象の事務の対象人数は何らか 1000人以上1万人未満 いつの時点の計数か 令和2年5月21日時点	評価対象の事務の対象人数は何らか 1000人以上1万人未満 いつの時点の計数か 令和7年4月1日時点	事後	しきい値について見直しを実施した日付の変更
令和7年7月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か 500人未満 いつの時点の計数か 令和2年5月21日時点	特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か 500人未満 いつの時点の計数か 令和7年4月1日時点	事後	しきい値について見直しを実施した日付の変更
令和7年7月1日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴って修正
令和7年7月1日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴って修正
令和7年7月1日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴って修正
令和7年7月1日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴って修正
令和7年7月1日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴って修正
令和7年7月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(なし)	十分である	事後	様式改定に伴う記載項目の追加
令和7年7月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	(なし)	事務処理上、直接個人番号を登録・編集・書面で取り扱うことはないが、札幌市特定個人情報取扱要領に基づき定められている各種研修を受講し、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式改定に伴う記載項目の追加
令和7年7月1日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴って修正
令和7年7月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改定に伴う記載項目の追加
令和7年7月1日	IV リスク対策 当該対策は十分か【再掲】	(なし)	十分である	事後	様式改定に伴う記載項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	IV リスク対策 判断の根拠	(なし)	担当業務において必要な職員のみ閲覧等が可能となるよう、ログインIDに付与されたパスワードにより、アクセス制限を行っている。	事後	様式改定に伴う記載項目の追加